

学則の変更の趣旨等を記載した書類

1. 学則変更（収容定員変更）の内容

岡山大学医学部医学科の平成20年度以降の入学定員については、平成21年度に「緊急医師確保対策」に基づき平成29年度までの期限を付した5名の臨時定員増を、平成22年度に「経済財政改革の基本方針2009」に基づき平成31年度までの期限を付した7名の臨時定員増を、平成23年度には「新成長戦略」に基づき平成31年度までの期限を付した3名の臨時定員増を、また、平成30年度には、平成29年度までの期限を付した増員の暫定措置の延長として平成31年度までの期限を付した2名の臨時定員増をそれぞれ実施した。さらには、平成21年度に「経済財政改革の基本方針2008」に基づき5名の恒久定員増を実施した。

令和元年度を期限とする12名（地域枠：岡山県4名、広島県2名、鳥取県1名、兵庫県2名、歯学部定員振替枠：3名）の入学定員について、令和3年度までの期限を付した再度の入学定員増を行い、令和3年度の入学定員を再度の定員増を行わなかった場合の100名から112名に変更する。

これにあわせて、収容定員についても令和3年度までの期限を付した臨時の入学定員増を踏まえ、再度の定員増を行わなかった場合の625名（編入学収容定員25名含む）から649名（編入学収容定員25名含む）に変更する。

2. 学則変更（収容定員変更）の必要性

岡山県では、人口10万人当たりの医師数、年少人口10万人当たりの小児科医師数は全国平均を上回っているが、地域や診療科による偏在があり、県北地域や中山間地域等の医師不足が課題となっている。特に、高梁・新見、真庭、津山・英田の県北部の3医療圏については、人口当たり医師数が全国平均より約2～4割少ない。一方、岡山市を除いた県南東部圏域、倉敷市を除いた県南西部圏域の人口10万人当たりの医師数は県北と同程度であり、医師が充足しているとは言い難い状況である。休日や夜間であっても地域の病院等で受診や入院ができる救急医療体制の確保等が課題となっている。

広島県では、岡山県に隣接等する県東部地域（福山・府中圏域、尾三圏域）における人口10万人当たり医師数が、全国平均を1割程度下回っており、生活圏を共有する岡山県西部地域を含めて、医療提供体制を維持するための医師の確保・定着が、喫緊の課題である。

鳥取県では、医師数の実数そのものが少なく、医療の高度化、専門分化により多くの医師が必要となり、独自調査において県内病院の現員医師数は増加しているが、それ以上に不足数は増加しており、現場での医師不足感は極めて強くなっている。また、医師の年代別推移では、60歳以上は増加傾向、30歳代の働き盛りの医師が減少傾向にあり、今後の県内の医療提供体制を維持するため、若手医師を増やしていくことが必要となっている。

兵庫県では、10 圏域のうち神戸・阪神南圏域の人口 10 万対医師数は全国平均を上回る一方で、その他 8 つの圏域では全国値を 1～3 割下回る状況であり、地域偏在が生じている。また、へき地の医療機関や小児科、産科及び救急科等の診療科・診療分野では、特に勤務医不足が顕在化しており、医療の継続が困難となっている状況である。引き続き、県内のどの地域でも安心して医療が受けられる地域医療体制の確保が課題となっている。

また、この状況は本学の関連病院が存在する各県にも共通しており、このように医師不足が深刻な地域や診療科を担う人材の育成・確保が重要な課題であることから、中国・四国、兵庫県地域に数多く所在する本学の関連病院や自治体等との連携をより深めていくとともに、高齢化の進展の状況や地域の実情を踏まえつつ、どこに住んでいても安心して医療が受けられるよう、地域や診療科による医師の偏在を解消するために、医師養成課程の入学定員増に取り組む必要がある。

本学では、平成 21 年度から平成 29 年度までの「緊急医師確保対策」に基づく岡山県地域枠 5 名、「経済財政改革の基本方針 2008」の「医師不足が深刻な地域や診療科の医師養成の推進策」に基づく 5 名の恒久入学定員増、平成 22 年度の「地域の医師確保の観点からの医学部入学定員の増加」に基づく岡山県地域枠 2 名、兵庫県地域枠 2 名、鳥取県地域枠 1 名、広島県地域枠 2 名の合計 7 名の増員、平成 23 年度の「新成長戦略」（歯学部入学定員の削減を行う大学の特例）として 3 名の増員（一般入試）、平成 30 年度には、平成 29 年度を期限とした増員の暫定措置の延長として、岡山県地域枠 2 名の増員を行ってきた。

また、平成 22 年度には、地域医療を担う人材育成や地域医療への支援と連携に係る教育研究を行うことを目的として、「地域医療人材育成講座（岡山県の寄付講座）」を大学院医歯薬学総合研究科に設置し、地域枠以外の学生を含めて地域医療への関心と意欲を高める教育を行っている。さらに、地域枠学生が初期臨床研修終了後に配属される医療機関の選定やローテーション方法について岡山県及び岡山県地域医療支援センター等と協議を行うほか、地域枠卒業医師のキャリア形成支援や着任環境の準備に関する助言・支援等に取り組んでおり、平成 29 年度には第一期の地域枠卒業医師が地域の病院での勤務を開始した。

このような状況の中、「経済財政運営と改革の基本方針 2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定。骨太の方針 2018）」において、平成 31 年度の入学定員を超えない範囲でその必要性を慎重に精査し、現状の医学部定員を概ね維持することとされた。

以上のことから、本学では、岡山県が行う「岡山県医師養成確保奨学金貸与制度」、広島県が行う「広島県医師育成奨学金制度」、鳥取県が行う「鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金制度」、兵庫県が行う「兵庫県養成医師制度」が、医師偏在の是正対策として有効に機能しようとしている状況から、各県と協議し、地域枠定員の激変緩和措置が必要であるとの結論を得て、医学部医学科の入学定員9名（岡山県地域枠4名、兵庫県地域枠2名、鳥取県地域枠1名、広島県地域枠2名）及び歯学部入学定員の削減を行う大学の特例3名の増員を行うものである。

3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

(1) 教育課程・教育方法及び履修指導方法の充実・変更内容

地域医療への関心と意欲を高めるための授業及び早期の体験学習並びに臨床実習を通じて地域医療等と接する機会を提供するために、従前より以下のカリキュラムを実施している。令和2年度以降についても、引き続き実施する。

① 1年次開講科目

【新入生研修】

入学後3か月以内の新入生に対し、岡山を代表する全国トップの規模を誇る社会福祉法人「旭川荘」での見学体験実習を実施し、小児から高齢者まで様々な年齢構成の入荘者及び職員との触れあいの中で、地元の医療福祉の実態を認識させ、自らの将来の医師像に焦点をあて、地域医療等への動機付けを図る。

【医学概論】

地域の医療機関の医師を講師として招き、医学を学ぶに当たり必要な社会観、倫理観、コミュニケーション力について教授する。

医学とは何かについて考え、医師となるための基本的な素養を身に付けさせる。また、優れた医師、医学研究者になるため、どのような態度で医学を学ぶかについて考えさせる。

【行動科学 I】

地域の医療機関等での職場研修を通じ、社会人として必要な他者理解、状況認識力を身に付け、場にふさわしい態度・行動を実践することにより、医療人にとって不可欠な問題解決能力、社会貢献に対する意識を涵養する。

【早期体験実習】

入学直後の超早期に医療の現場を様々な角度から体験し、医療従事者の役割を理解し、人命の尊さと医師の責務を実感することを通して、医療の本質である患者・家族のQOLの向上について考えさせるとともに、

生命の危機にある患者の医療がどのようなものかを地域の医療機関で学ばせる。

【早期地域医療体験実習ⅠⅡ】（地域枠学生必修，他は選択）

地域医療への体験は，入学時から段階的に触れさせることが重要であるため，地域枠学生（一般コースの希望者を含む。）に対しては，1年次から岡山県の中山間地域をはじめとした地域の医療機関等の現場で，地域医療の実際を実体験し，地域医療の重要性を理解させる。

具体的には，地域医療人材育成講座（岡山県の寄付講座）が実習におけるふさわしい態度・医療安全・患者さんへの接し方についての事前講義を行い，1施設1週間で計2週間，様々な医療施設で実習を行う。地域の医療機関での見学・実習を行い，希望があれば当直を体験する。

【プロフェッショナリズムⅠ】

白血病を克服し，地域で骨髄バンクを推進する会の立ち上げにも尽力した方を講師として招き，患者の視点を学び，患者・医師関係についても学ぶ教育を行っている。

② 2年次開講科目

【2年次研修】

国立療養所の第1号として開所された「長島愛生園」において，ハンセン病の歴史と，国による優生・隔離政策による人権侵害，偏見の実態を，遺品・映像・入所者の講演等を通して理解させ，その問題点に深く考察させることを通して，特に地域医療を担う上で必要となる医と福祉の心を育む。

【医療管理学】

医師の地域的偏在など医療提供体制の概要と問題点，少子高齢化に伴う「地域包括ケア」の構築，地域医療構想の動向等，我が国の医療課題について教授する。

③ 2・3年次開講科目

【地域医療体験実習Ⅰ～Ⅲ】

地域医療を実際の現場で実体験し，地域医療の重要性を深く理解させる。具体的には，地域医療人材育成講座（岡山県の寄付講座）が実習におけるふさわしい態度・医療安全・患者さんへの接し方についての事前講義を行い，1施設1週間で計2週間，様々な医療施設で実習を行う。

④ 3年次開講科目

【医療政策・地域医療学】

中山間地や都市での地域医療，総合診療の在り方を学ばせるとともに，

生命の危機にある患者の医療がどのようなものかを地域の医療機関で学ばせる。

⑤ 4年次開講科目

【衛生学】

個人及び社会の健康の保持増進を目的とする医学の体系を学びその技術を修得させる。

到達目標

- 1) 健康の概念及び疫学の基本を概説でき、わが国の疾病構造の推移及び主要疾病の危険因子をあげることができる。
- 2) 地域保健・医療・福祉・介護の制度、ライフステージ別の一次、二次、三次予防及び福祉の方法を概説できる。
- 3) 産業保健の制度及び一次、二次、三次予防の方法を概説できる。
- 4) 地域保健、産業保健活動のチームリーダーとしての医師の役割について述べるができる。
- 5) [アドバンスとして] 地域保健及び産業保健の実際の課題に対して、問題解決の方法を地域や職場の実状に即して述べるができる。

【公衆衛生学】

公衆衛生学は社会医学であり、基礎医学と臨床医学の接点であると同時に、社会との対応が求められる分野である。その内容は、疾病を予防し、健康増進を図り、生活の質（QOL）を高く長く保つための、科学と技術についての学問といえる。また、公衆衛生活動は、共同体として健康な生活を守る上での様々な活動であり、その中で医師としての役割を果たすための知識と技術が要求される。したがって、医師が公衆衛生活動を行う上で不可欠な知識と技術のうち、主として予防医学にかかわる分野での知識と技術の習得を目標としている。

【疫学・衛生学実習】、【公衆衛生学実習】

上記の衛生学及び公衆衛生学の講義と併せて行う学外実習である。

上記の講義及び実習科目は、いずれの科目とも、地域保健及び老人介護保健の実態をより深く学び、卒業後の地域での医療活動の基礎を築かせる。

⑥ 5・6年次開講科目

【選択制臨床実習】

コアからさらに踏み込んだ内容の臨床実習として地域医療臨床実習を含み300余りのコースを設定している。その中には、岡山県内を初め中・四国等の地域医療機関での実習も設定している。

この26週間にわたる実習期間のうち6週間は、全員が地域医療機関で

の実習とし、地域枠学生へは指定病院設定枠を設ける。

(2) 教員組織の変更内容

平成 22 年 5 月に、岡山県地域医療再生計画に基づき、地域医療連携と地域医療支援を柱とする寄付講座「地域医療人材育成講座」を 2 名の専任教員（教授）を配置して開設し、以降、当該講座及び医療教育統合開発センター等の教員で構成する指導教員が、学部学生の指導を継続し、地域医療に対する動機付けの向上・維持に努め、ケア体制の充実を図り、地域医療を担う総合的な診療能力を身に付けた医師の育成、地域医療の充実や医師確保についての教育研究、地域診療の支援に取り組んでいる。

平成 29 年 4 月には、全学センターであった医療教育統合開発センターを大学院医歯薬学総合研究科附属センターに移行することで、これまで以上に一体的・効率的な教育研究活動が行えるよう見直しを図った。

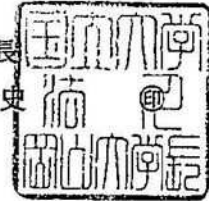
また、地域医療過疎対策及び地域社会への貢献を目的として、平成 29 年 4 月に「岡山県南西部（笠岡）総合診療医学講座」（教員 2 名）、「岡山県南東部（玉野）総合診療医学講座」（教員 2 名）、平成 29 年 11 月に「高齢者救急医療学講座」（教員 2 名）、平成 30 年 4 月に「岡山県北西部（新見）総合診療医学講座」（教員 2 名）、平成 30 年 7 月に「災害医療マネジメント学講座」（教員 3 名）、平成 31 年 4 月に「瀬戸内（まるとめ）総合診療医学講座」（教員 2 名）を開設し、地域医療を担う総合的な診療能力を身に付けた医師の育成、地域医療の充実や医師確保についての教育研究、地域診療の支援に取り組んでいる。

令和2年度
医学部入学定員増員計画

岡大総総第45号
令和元年9月10日

文部科学省高等教育局長 殿

国立大学法人岡山大学長
榎野博史



「地域の医師確保等の観点からの令和2年度医学部入学定員の増加について（令和元年9月2日文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」を受けて、標記に関する資料を提出します。

<連絡先>

責任者連絡先	職名・氏名	岡山大学総務・企画部総務課長 長谷川拓哉
	TEL	086-251-7003
	FAX	086-251-7294
	E-mail	ss7015@adm.okayama-u.ac.jp

大学名	国公立
岡山大学	国立

1. 現在(令和元年度)の入学定員(編入学定員)及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
112	5	0	709

↑
(収容定員計算用)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	計
(ア)入学定員	115	115	115	115	112	112	684
(イ)2年次編入学定員	5	5	5	5	5	0	25
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	120	120	120	120	117	112	709

2. 本増員計画による入学定員増を行わない場合の令和2年度の入学定員(編入学定員)及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
100	5	0	625

↑
(収容定員計算用)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
(ア)入学定員	100	100	100	100	100	100	600
(イ)2年次編入学定員	5	5	5	5	5	0	25
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	105	105	105	105	105	100	625
(臨時的な措置で減員した場合、その人数)							

3. 令和2年度の増員計画

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
112	5	0	649

↑
(収容定員計算用)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
(ア)入学定員	112	112	100	100	100	100	624
(イ)2年次編入学定員	5	5	5	5	5	0	25
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	117	117	105	105	105	100	649
(臨時的な措置で減員した場合、その人数)							

増員希望人数 **12**

↑
(内訳)

(1) 地域の医師確保のための入学定員／編入学定員増(地域枠)	9
(2) 研究医養成のための入学定員／編入学定員増(研究医枠)	
(3) 歯学部入学定員の削減を行う大学の特例に伴う入学定員／編入学定員増(歯学部振替枠)	3
計	12

1. 地域の医師確保のための入学定員増について

増員希望人数

(1) 対象都道府県名及び増員希望人数

	都道府県名	増員希望人数
大学が所在する都道府県	岡山県	4
	兵庫県	2
	鳥取県	1
	広島県	2
大学所在地以外の都道府県		
計		9

※「大学所在地以外の都道府県」が5都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

(2) 修学資金の貸与を受けた地域枠学生の確保状況

都道府県名	H30地域枠定員 (※1)	H30貸与者数 (※2)	R1地域枠定員 (※1)	R1貸与者数 (※2)	H30とR1の貸与者数のうち多い方の数
岡山県	4	4	4	4	4
兵庫県	2	1	2	2	2
鳥取県	1	1	1	1	1
広島県	2	0	2	2	2
					0
					0
計	9	6	9	9	9

(※1) 臨時定員分のみご記入ください。

(※2) 恒久定員の中で地域枠を実施している場合、恒久定員分の地域枠の人数も含めた修学資金の貸与実績をご記入ください。

※6都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

(3) 令和2年度地域の医師確保のための入学定員増について

1. 大学が講ずる措置

1-1. 地域枠学生の選抜

①令和元年度に実施した地域枠学生の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行った場合には、それぞれご記入ください。また、参考として学生募集要項の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数		選抜方法(※1)	出願要件(※1)	開始年度	備考
				うち臨時定員分				
推薦入試Ⅱ (医学部医学科地域枠コース)	(i)推薦入試 (指定校推薦を含む)	別枠(先行型)	9	9	入学者選抜方法等 大学入試センター試験に基準点(概ね780点)を設け、基準点以上を得た受験者の中から、調査書・推薦書・志願所信書の審査、平成31年度大学入試センター試験及び面接(口述試験を含みます。)の結果を総合して行います。	出願資格 次の(1)～(4)のいずれにも該当する者 (1)志望する各県の出願要件を満たし、かつ卒業後は当該県内での医療に従事する強い意志がある者で、各県が貸与する奨学金を在学期間中に受給することに同意する者※ (2)平成31年度大学入試センター試験の受験を要する教科・科目(次表参照)を受験する者 (3)出身学校長(高等学校長等)が人物、能力、素質、適性等について責任をもって推薦できる者 (4)岡山大学医学部での勉学を強く希望し、合格した場合には必ず入学することを確約できる者 ※この推薦入試に出願し、合格した後に、各県からの奨学金の受給を辞退する場合には、入学を取り消す。	H26	
合計			9	9				

(※1) 貴大学の学生募集要項の事項をそのままご記入ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

②令和2年度に実施する地域枠学生の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行っている場合には、それぞれご記入ください。また、参考として学生募集要項の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数		選抜方法(※1)	出願要件(※1)	開始年度	備考
				うち臨時定員分				
推薦入試Ⅱ (医学部医学 科地域枠コー ス)	(i)推薦入試 (指定校推薦を含 む)	別枠(先行型)	9	9	入学者選抜方法等 大学入試センター試験に基準点 (概ね780点)を設け、基準点以 上を得た受験者の中から、調査 書・推薦書・志願所信書の審査、 令和2年度大学入試センター試 験及び面接の結果を総合して行 います。	出願資格 次の(1)～(3)のいずれにも該当する 者で、岡山大学医学部での勉学を強く 希望し、合格した場合には必ず入学す ることを確約できるもの (1)志望する各県の出願要件を満た し、かつ卒業後は当該県内での医療に 従事する強い意志がある者で、各県が 貸与する奨学金を在学期間中に受給す ることに同意するもの※ (2)令和2年度大学入試センター試験 の受験を要する教科・科目(次表参照) を受験する者 (3)出身学校長(高等学校長等)が人 物、能力、素質、適性等について責任を もって推薦できる者 ※この推薦入試に出願し、合格した後 に、各県からの奨学金の受給を辞退す る場合には、入学を取り消す。	H26	
合計			9	9				

(※1)貴大学にて作成予定の学生募集要項の事項をそのままご記入ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

1-2. 教育内容

①地域枠学生が卒後に勤務することが見込まれる都道府県での地域医療実習など、地域医療を担う医師養成の観点からの教育内容の概要(令和2年度)について、5～6行程度で簡潔にご記入ください。

地域医療への体験は、入学時から段階的に触れさせることが重要であるため、「早期地域医療体験実習ⅠⅡ」(1年次)、「地域医療体験実習ⅠⅡⅢ」(2・3年次)、選択制臨床実習での「地域医療・プライマリケア実践コース」(5・6年次)等を通じて、低年次から継続的かつ段階的に医師不足地域や出身県等の地域医療へ接する機会を提供し、地域医療への関心や意欲を涵養するプログラムを実施する。また、キャリア支援として年1回以上の面談、地域枠学生同士や県担当者・地元住民との交流イベント等を実施する。

(参考:記入例)
1～2年次には、「○○」という科目を開講するとともに「△△」を必修化し、～～を学んでいる。3～4年次には、××実習を行い、～～を学んでいる。またキャリア支援として□□を実施している。令和2年度からは、■■を新たに開始するなど、～～を図ることとしている。

②(過去に地域枠を設定したことがある場合)これまでの取組・実績を、3～5行程度で簡潔にご記入ください。

平成22年度から地域枠による増員を開始し、地域医療を担う人材育成や地域医療の支援と連携に係る教育研究を行うことを目的に、平成22年度に「地域医療人材育成講座(岡山県の寄附講座)」を設置し、地域医療への関心と意欲を高める教育を行ってきた。令和元年度までに延べ92名の地域枠学生を確保している。現在、岡山県枠については、そのうち8名が医師不足地域で地域医療に貢献している。

(参考:記入例)
平成○年度から地域枠による増員を開始し、□□、■■■などの取組を行ってきた。令和元年度までに△名の地域枠学生を確保し、そのうち▲名が現在～～として地域医療に貢献している。

③上記①の教育内容(正規科目)について、講義・実習科目内容をご記入ください。また、参考としてシラバスの写しをご提出ください。

対象学年	講義・実習名	対象者 (※1)	必修／選択の別		講義／実習の別	単位数	開始年度
			地域枠学生	その他の学生			
1年	早期地域医療体験実習ⅠⅡ	全員	必修	選択	実習	1.9	H23
2-3年	地域医療体験実習Ⅰ～Ⅲ	全員	選択必修	選択必修	実習	各0.6	H21以前
5-6年	選択制臨床実習(地域医療・プライマリケア実践コース)	全員	必修	選択	実習	1.8相当	H21以前
1年	行動科学Ⅰ	全員	必修	必修	講義	2.8	H29
1年	プロフェッションリズムⅠ	全員	必修	必修	講義	0.5	H27
2-3年	医療管理学	全員	選択必修	選択必修	講義	0.5	H21以前
3年	医療政策・地域医療学	全員	必修	必修	講義	0.4	H22

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。(地域枠学生の希望者のみの場合は、対象者を「地域枠学生」、必修／選択の別を「選択」とご記載ください。)
※空欄がある場合は、何も記入せずそのままにご提出ください。

④大学の正規科目以外で、提供する地域医療教育プログラムがあれば、その内容をご記入ください。

対象学年	プログラム名	対象者 (※1)	都道府県との連携	期間 (例:○週間)	プログラムの概要(1~2行程度)	開始年度
2年~5年	離島医療体験実習	全員	特になし	約1週間	離島での医療を体験し、医師として望ましい在り方を学ぶ。	H24
1年~6年	地域枠学生・自治医科大学学生合同セミナー	地域枠学生	岡山県	2日間	医師不足地域の医療機関の訪問や自治体の首長等の講話等の学習を行い、交流を深める。	H24
1年~6年	地域枠ミーティング	地域枠学生	岡山県	1時間×4回	地域枠学生がテーマを策定して定期的にグループワークを行い、岡山県担当者も参加している。	H22

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。
※空欄がある場合は、何も記入せずにご提出ください。

⑤上記③④以外に、地域医療を担う医師の養成に関する取組等があれば、簡潔にご記入ください。(令和元年度以前から継続する取組を含む)(1~2行程度)

取組の名称	取組の概要(1~2行程度)	開始年度
新入生研修	岡山を代表する社会福祉法人で見学体験実習を実施し、将来の医師像に焦点をあて、地域医療への動機付けを図る。	H24
2年次研修	国立療養所「長島愛生園」において、ハンセン病の問題点に深く考察させることを通して、医と福祉の心を育む。	R1
地域枠卒業医師合同カンファレンス	地域勤務中の地域枠卒業医師が集まり、経験した症例について検討する。	H30
面談	岡山県地域医療支援センター岡山大学支部の選任担当医師が年に1回以上面談を行い、キャリアについて相談する機会を提供する。	H27

※空欄がある場合は、何も記入せずそのままご提出ください。

2. 都道府県等との連携

①都道府県が設定する奨学金について、以下をご記入ください。併せて、都道府県が厚生労働省に提出する予定の地域の医師確保等に関する計画及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元年法律第64号)第4条に規定する都道府県計画等に位置づけることを約束する文書を添付して下さい。

なお、複数の奨学金を設定している場合は、それぞれ記入ください。

奨学金の設定 主体	貸与人数	貸与対象	貸与額 (例: 200, 000)		返還免除要件	選抜方法		診療科の限定 の有無	(診療科の限定がある場合) その診療科名	備考
			月額	総貸与額		選抜時期	大学の関与の有無 (※1)			
岡山県	4	新入生	200,000	14,400,000	大学を卒業する日の属する年度又はその翌年度に実施される医師国家試験に合格した後速やかに医師免許を取得し、直ちに知事が別に指定する県内の医療機関における医療業務に従事し、かつ、その引き続き従事した期間が奨学資金の貸付けを受けた期間の二分の三に相当する期間に達したとき。	②大学における選抜と同時に都道府県において面接等を実施	×	×		
兵庫県	2	新入生	約160,000	11,514,800	知事は、修学生が次の(1)、(2)のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還債務を免除するものとする。 (1) 大学を卒業し医師免許取得後、直ちに医師として指定医療機関に引き続いて勤務した期間(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修を含む。)が9年間(貸与期間が4年未満の場合は5年間)に達したとき。 (2) (1)に記載の勤務期間中に公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職されたとき。	②大学における選抜と同時に都道府県において面接等を実施	×	×		

鳥取県	1	新入生	150,000	10,800,000	<p>大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年以内に医師免許を取得した後、直ちに県内の病院において臨床研修を受け、当該臨床研修を修了した日から起算して臨時特別医師確保対策奨学金(以下「奨学金」という。)の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間内に、県内の知事が指定する病院等において常勤医師(当該病院等において定める医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。)としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上通算して従事したとき。</p>	③地域枠入学者であれば別途選抜を実施せず貸与	×	×		
広島県	2	新入生	200,000	14,400,000	<p>奨学金の貸付期間の終了後から、貸付期間の2倍に相当する期間(返還猶予期間)までに、次の「要件1」と「要件2」をともに満たすことで、奨学金(利息を含む。)の返還を全額免除する。 【要件1】 卒業から12年間(返還猶予期間)までの間で、9年間(必要従事期間)を、指定公的医療機関において医師の業務に従事する。 【要件2】 9年間の必要従事期間のうち、県内初期臨床研修の2年間を除いた7年間のうちの4年間以上は、次のいずれかで医師の業務に従事する。 ア. 県内の中山間地域等に所在する指定公的医療機関イ. 指定公的医療機関において知事が指定する診療科</p>	②大学における選抜と同時に都道府県において面接等を実施	×	×		

(※1)○の場合は、備考欄に詳細をご記入ください。
 ※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

②その他、都道府県と連携した取組があれば、簡潔にご記入ください。(例:在学中の学生に対する都道府県と連携した相談・指導、卒後のキャリアパス形成等に対する支援)(1~2行程度)

取組の名称	取組の概要(1~2行程度)	開始年度
地域枠支援会議	地域枠学生のキャリア支援、卒後のサポート体制について1~2か月に1回大学、県担当者、県地域医療支援センターとの合同会議を行っている。	H26
地域医療を担う医師を地域で育てるためのワークショップ	県、地域医療機関、大学、地域枠学生が一堂に会し地域医療に関する講演会とワークショップを行っている。	H25
知事懇談会	岡山県枠の地域枠学生、特に卒業する6年生に対して、知事から激励の言葉と県民の期待を伝える。	H26

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

3. その他

1~2に記入したもの以外で、その他、地域の医師確保の観点から大学の今後の取組があれば、簡潔にご記入ください。(1~3行程度)

特に、都道府県からの奨学金の貸与を受ける者、地域枠入学者を確保するために貴大学で取り組まれていることや今後の取組み予定がありましたら、ご記入ください。

本学の入試説明会やオープンキャンパス、兵庫県主催の医師修学資金説明会に、地域医療人材育成講座の教員が出席し、本学の地域医療教育・地域枠コースの概要説明や質問ブースでの地域枠志願者の対応を行っている。

3. 歯学部入学定員の削減を行う大学の特例に伴う入学定員増について

増員希望人数

(1) 歯学部入学定員の削減人数

①平成22年度～令和元年度における歯学部入学定員について、以下をご記入ください。

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	合計
歯学部入学定員	55	55	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
歯学部編入学定員	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
計	60	60	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53
対前年減		0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	合計
歯学部入学定員の削減に伴う医学部の臨時定員増員数		0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3

(2) 令和2年度歯学部入学定員の削減を行う大学の特例に伴う入学定員増について

①当該入学定員増の概要(令和2年度)について、1～2行程度で簡潔にご記入ください。

平成23年度に歯学部定員を削減した3名分について、医学部定員の再増員を行う。

(参考:記入例)

○年度に歯学部定員を削減した△名分について、医学部定員の再増員を行う。



医推第773号
令和元年9月4日

厚生労働省医政局長 様

岡山県保健福祉部長 中谷 祐貴子



地域の医師確保のための入学定員増に係る誓約書

令和元年9月2日付け元文科高第391号、医政医発0902第3号に基づき、下記のとおり、令和2年度における地域の医師確保のための入学定員増を行うこととしました。

今後、地域の医師確保等に関する計画及び県計画等に位置付けるための必要な手続を行います。

記

- 1 増員数
4名
・岡山大学医学部における地域枠：4名
- 2 計画
今回の地域枠増員について、地域の医師確保等に関する計画及び県計画等に盛り込む。

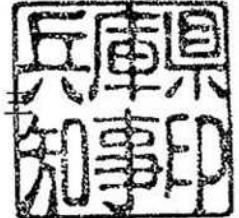
担当 : 医療推進課医師確保対策担当 藤原
電話番号 : 086-226-7084



医第1857号
令和元年9月5日

厚生労働省医政局長様

兵庫県知事
井戸敏



地域の医師確保等の観点からの令和2年度医学部入学定員の増員に伴う対応について

令和元年9月2日付け元文科高第391号（文部科学省高等教育局長）・医政医発0902第3号（厚生労働省医政局長）に基づき、下記のとおり、令和2年度における地域の医師確保のための入学定員増を行うこととしました。

今後、地域の医師確保等を含めた本県の保健医療計画に位置づけ、令和2年度医学部入学定員の増員に取り組むたいと考えていますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

○ 増員数

16名

- ・兵庫医科大学医学部における地域枠：2名
- ・神戸大学医学部における地域枠：10名
- ・岡山大学医学部における地域枠：2名
- ・鳥取大学医学部における地域枠：2名

担 当：健康福祉部健康局
医務課医療人材確保班 酒井
電話番号：078-341-7711（内線3230）

第201900148653号
令和元年9月5日

厚生労働省医政局長 様

鳥取県福祉保健部長



地域の医師確保のための入学定員増に係る誓約書

令和元年9月2日付け元文科高第391号、医政医発0902第3号に基づき、下記のとおり、令和2年度における地域の医師確保のための入学定員増を行うこととしました。今後、地域の医師確保等に関する計画に位置付けるための必要な手続を行います。

記

- 1 増員数
18名
・鳥取大学医学部における地域枠：17名
・岡山大学医学部における地域枠：1名
- 2 計画
今回の地域枠増員について、地域の医師確保等に関する計画に盛り込みます。

(担当)
福祉保健部健康医療局医療政策課
医療人材確保室 福田
電話番号：0857-26-7195
ファクシミリ：0857-21-3048

令和元年9月5日

厚生労働省医政局長 様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町10-52
医療介護人材課



地域の医師確保等の観点からの令和2年度医学部入学定員の増加について（通知）

令和元年9月2日付け元文科高第391号及び医政医発0902第3号で通知のあったこのことについて、医学部入学定員の増加を通じて医師の確保を図るに当たっては、次のとおり取り扱います。

- 1 今後、本県における次の計画に、下記「2」・「3」の入学定員の増加を位置付けること。
 - (1) 「医療法」（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画（同法第30条の4第2項第11号の規定に基づき、計画の一部改定により新たに策定する医師の確保に関する計画（仮称・広島県医師確保計画））
 - (2) 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第64号）第4条に規定する都道府県計画

- 2 入学定員増を行う大学及び増員数
 - (1) 国立大学法人広島大学 医学部医学科 13名
 - (2) 国立大学法人岡山大学 医学部医学科 2名

- 3 増員期間
2年間（令和2・3年度）